

宮城県農林業経営サポート資金利子補給金交付要綱

施行 平成29年1月6日

最終改正 令和4年7月1日

(趣 旨)

第1 県は、米概算金の下落や燃油価格の高騰等の社会的・経済的環境の変化や局地的な災害等により一時的に経営が悪化するおそれがある農林業者に対し、農林業経営の維持及び安定を図るため、無利子で短期運転資金を融通する事業（以下「融通事業」という。）を行う金融機関に対し、予算の範囲内で宮城県農林業経営サポート資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(災害等の指定)

第2 この要綱は、社会的・経済的環境の変化や局地的な災害等（知事が別に定めるものに限る。）で、知事が農林業経営に大きな影響があると認めて指定したもの（以下「指定災害等」という。）について適用する。

(利子補給金の交付対象者)

第3 利子補給金の交付対象者は、次に掲げる金融機関（以下「融資機関」という。）とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 銀行その他の金融機関

(利子補給金の交付対象資金)

第4 利子補給金の交付対象となる資金は、融資機関が指定災害等の影響を受けた農林業者に融資する農林業経営サポート資金（以下「本資金」という。）で、その貸付条件等は知事が別に定めるものとする。

(交付の申請等)

第5 規則第3条第1項の規定による利子補給金の交付申請は、別記様式第1号により宮城県農林業経営サポート資金利子補給契約（以下「契約」という。）を誘引することにより行い、規則第4条第1項の規定による交付決定は、契約の締結によるものとする。

2 前項の契約に際し、知事に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 最近年次の業務報告書
- (2) その他知事が特に必要と認めるもの

(利子補給金の交付対象)

第6 各年度の利子補給金の交付対象は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までに償還期日が到来する融資案件（以下「交付対象案件」という。）とし、交付対象案件ごとに、本資金の貸付実行日から償還期日までの期間を利子補給金の交付対象期間とする。

(利子補給金の交付額)

第7 利子補給金の交付額は、交付対象案件ごとの利子補給金額の合計額とする。

2 交付対象案件ごとの利子補給金額は、貸付額に知事が別に定める利子補給率（以下「利子補給率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、償還期日前に貸付額の全部又は一部の繰上償還があった場合は、利子補給金額は貸付実行日から償還期日までの毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額（以下「融資平均残高」という。）に利子補給率を乗じて得た額とする。

3 交付対象案件ごとの利子補給金額及び融資平均残高は、円単位とし、少数点以下は切捨てとする。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第2号によるものとし、各年度の1月31日までに利子補給金算出明細書（別記様式第3号）を添付して知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付方法)

第9 利子補給金は、規則第13条に規定する額の確定後に交付するものとする。

(利子補給金の不交付等)

第10 県は、県の利子補給に係る本資金について、借受者が次に掲げる事項に該当することとなった場合、融資機関に対する当該借受者への貸付けに係る利子補給金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。

(1) 借受者がその借入金を本来の目的以外に使用した場合

(2) 借受者が農林業経営を廃業した場合

2 県は、融資機関の責めに帰すべき事由により、融資機関が規則、この要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(書類の提出数及び経由)

第11 この要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、融資機関の所在地を所管する地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。

(確認・調査)

第12 知事は、融通事業の執行の適正を確保するために必要があると認めるときは、融資機関に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業の実施状況等を調査させることができるものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月6日から施行し、平成28年度予算に係る利子補給金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。